

第1291回 高知市教育委員会12月定例会 議事録

1 開催日 令和5年12月27日（水）

2 教育長開会宣言

3 議事

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 市教委第41号 高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱について

日程第3 市教委第42号 高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護法施行細則の一部改正について

報告 ○第499回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○令和6年度高知市学校給食調理等業務委託事業者の選定結果について

○令和5年12月市議会代表質問・個人質問概要について（教育委員会関係）

○いじめ案件について

4 出席者

(1) 教育委員会	1 番教育長	松 下 整
	2 番委員	谷 智 子
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番委員	森 田 美 佐

(2) 事務局	教育次長	山 中 浩 介
	教育次長	植 田 浩 二
	教育政策課長	岸 田 正 法
	学校環境整備課長	高 橋 直 人
	青少年・事務管理課長	濱 田 真 紀
	人権・こども支援課長	岡 本 政 則
	人権・こども支援課生徒指導対策監	藤 原 祐 三
	少年補導センター所長	吉 川 佳 余
	教育政策課主査補	四 國 真 衣

1 令和5年12月27日（水） 午後4時～午後5時（たかじょう庁舎5階北会議室）

2 議事内容

開会 午後4時

松下教育長

ただいまから、第1291回高知市教育委員会12月定例会を開会いたします。

日程第1，会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、西森委員，お願いいたします。

西森委員

はい。

松下教育長

本日は議案が2件，報告事項が4件となっています。

報告事項のうち1件は個人情報に関わる内容であることから，秘密会となりますので，先にそれ以外の議案及び報告事項から進めたいと思います。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

それでは，議案審査に移ります。

日程第2 市教委第41号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

少年補導センター所長

資料2ページから4ページを御覧ください。日程第2 市教委第41号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱について」でございます。

高知市少年補導センター設置条例第5条に基づき，教育・青少年の健全育成に関わる関係機関・団体等から推薦していただき，委員を委嘱・任命させていただいております。今回の委嘱は令和5年8月の大久保正司委員の死亡により，本センター運営委員会委員の「23番 地区補導委員地区長会会長」の枠に欠員が生じておりましたので，後任の委員を新規に委嘱するものでございます。地区長会会長の後任として，潮江地区の島崎伸一さんが決定いたしました。長きにわたって地区補導委員を始めとして様々な青少年健全育成活動に従事されておりまして，少年問題等と関わってこられた経験をお持ちの方ですので，少年補導センターの運営に対して様々な御意見をいただけると考えております。

欠員に伴う新規委員の委嘱期間は，高知市少年補導センター設置条例第5条第3項に基づき，委嘱等の日（令和6年1月25日）から令和6年3月31日まででございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

松下教育長

この件に関して，質疑等はありませんか。

特に御意見もないようですので，この件の質疑を終了し，採決に移ります。市教委第41号「高知市少年補導センター運営委員会委員の委嘱について」は，原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第41号は、原案のとおり決しました。

日程第3 市教委第42号「高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護法施行細則の一部改正について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

日程第3 市教委第42号「高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護法施行細則の一部改正について」御説明いたします。高知市個人情報保護法施行細則の改正に伴い、統括保護管理者に係る規定を改正するものです。

7ページの新旧対照表を御覧ください。高知市教育委員会が保有する個人情報に係る高知市個人情報保護法施行条例の施行につきましては、高知市個人情報保護法施行細則の例によることとされておりますが、副市長の交代、現時点では中澤副市長が12月末で退任し、新副市長は1月1日付けで就任する、新副市長の人事は明日の議会で審議されるという状況ですが、このことから、高知市の方では「中澤副市長」とある部分を「担当副市長」に改正する予定となっております。これに伴いまして、教育委員会でも該当部分について所要の改正を行うものです。以上でございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

この変更自体、全く異議はありません。個人名があったものを担当副市長にするという規定ぶりは良い方法だと思っているのですが、今回、市のほかの条例とか規則関係もそういった目配りがされるような動きはあるのでしょうか。

教育政策課長

今、西森委員がおっしゃられたところについては特に確認をしていないですけれども、3月の定例会におきまして、西森委員から同様の御意見をいただいておりますので、その辺りも踏まえた対応になったかという認識をしております。

西森委員

ありがとうございます。

松下教育長

確認ですけれど、これは中澤副市長が12月末で退任されて今日現在、次の方がまだ決まっていないという状態ですね。元々副市長が2人おられて、そのうちの中澤副市長の名前でしたが、どの理由で「中澤副市長」を「担当副市長」に変えたのか。今の中澤副市長が退任されるから名前を変えるのか、それとも本来、中澤副市長ともう1人おられて区別するために付けていたのが、今1人になったのでこのようにしたのか。それともやはり名前を付けるというのではなく「担当副市長」にしたのか、分かっていたら確認していただけたらと思います。

教育政策課長

高知市も教育委員会も同じなのですが、施行日を1月1日にする予定でございます。ですので、議決を見越して正式に切り替わるタイミングで細則も改正するのだと認識しております。

松下教育長

こうやって変えたら、もうこれから変えなくて良いわけですね。今のタイミングで変えるという形で良いのですね。

教育政策課長

はい。

松下教育長

よろしいでしょうか。

ほかに御意見もないようですので、この件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第42号「高知市教育委員会の所管に係る高知市個人情報保護法施行細則の一部改正について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

松下教育長

御異議なしと認めます。よって、市教委第42号は、原案のとおり決しました。

続いて報告事項です。

「第499回高知市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

お手元にお配りしております、「令和5年12月 市議会定例会 提出議案一覧（教育委員会所管分）」と書かれた資料を御覧ください。教育長の専決を受けまして、今議会に提出いたしました議案は補正予算議案7件でございます。

まず、提出議案の説明の順番につきまして申し上げます。この提出議案一覧は、議会に提出している予算書のページ順に作成をしておりますので、原則として同じ順番で説明をさせていただいております。しかし今回は、「3 給食備品整備事業費」及び「4 施設整備事業費（小学校）」の両議案が旧御豊瀬小学校給食棟に関わるものでございますので、まず「4 施設整備事業費（小学校）」の旧御豊瀬小学校給食棟の施設整備を御説明させていただき、続いて、給食を作るための備品等の購入を行う「3 給食備品整備事業費」について、御説明させていただきたいと存じます。したがって、説明は、1, 2, 4, 3, 5, 6, 7の順とさせていただきます。

それでは、提出議案一覧の1ページから御説明を申し上げます。まず、「1 給食費公会計化準備事業費」の減額補正39,895,000円の内容といたしましては、文部科学省は中央教育審議会答申を受け、学校における働き方改革のため、学校給食費の公会計化の取組を推進するよう地方公共団体に求めており、本市においては令和6年度からの実施に向けて、令和5年度重点施策事業として学校給食費の徴収・管理業務を円滑に行うためのシステム構築等に係る予算について、令和5年3月議会において承認を得ておりました。

しかしながら、令和5年6月の「骨太の方針2023」にて、少子化対策・こども政策の抜本強化の一つとして、政府が学校給食費無償化の実現に向けて全国的な実態調査を行い、課題を整理した上で具体的な方策を検討するとしている現時点において、多大な経費を投じてシステム構築等を実施することは適切ではないと考え、今後の政府の動向を注視しながら、改めて学校給食費公会計化の運用開始時期を検討することとし全額を減額補正するものでございます。

次に、「2 奨学資金」の減額補正818万円の内容といたしましては、高知市大学等奨学資金の貸付に係る新規申請者の実績数が当初の見込みを下回ったこと、また、昨年度からの貸付継続者につきましては、退学や休学などを理由として、貸付を必要としなくなったことによる辞退者が6名出たことなどに伴い不用が見込まれますことから、減額補正を行うものでございます。

続きまして、「3 給食備品整備事業費」の前に「4 施設整備事業費（小学校）」を説明させていただきます。4ページをお開きください。

「4 施設整備事業費（小学校）」補正額6,000万円でございます。資料の中段にあります表の「6校の給食棟」につきましては、耐震補強工事の工事期間中の給食提供が課題となり、耐震補強工事ができていない状況でございました。しかしながら、旧御豊瀬小学校の給食棟を改修することで工事期間中の給食提供が可能であることが分かりましたので、旧御豊瀬小学校の給食棟を改修する費用6,000万円を計上させていただき、対象となる給食棟の耐震補強工事の実施に向けて準備をしようとするものでございます。

少し詳しく説明いたします。「(1) 背景・概要」でございますが、令和5年4月1日現在、耐震改修状況調査による公表対象施設222棟のうち、下の表の昭和小学校など6校の給食棟は、耐震補強工事期間中の給食の提供が課題となっており、耐震補強工事ができておりませんでした。

また、その下の表の第六小学校など3校の給食棟は、耐震診断ができておりませんでした。令和5年度当初予算で耐震診断の予算が確保できましたので、今年度、耐震診断を実施しております。現時点で診断結果は出ておりませんが、ほぼ耐震基準を満たしていないだろうと言われておりますので、6校と3校の計4,520食の給食を検討する必要があると考えております。

次に「(2) 対策の検討」でございますが、教育委員会では、これまでAからEまでの5パターンの対策を検討してまいりました。AとBにつきましては、現在、学校の敷地内にある給食棟を改築（建替え）若しくは耐震補強を実施し、これまでどおり学校内で調理して給食を提供しようとする対策で、C・D・Eの対策は、学校の敷地内にある給食棟を廃止し、代替施設で給食を調理して配送しようとする対策でございます。

まず、「A 別位置での改築（建替え）」でございますが、鴨田小学校以外は敷地面積が狭く、現在の給食棟を稼働させながら別位置での建替えは困難ですが、仮に鴨田小学校の給食棟の改築（建替え）した場合、概算ではございますが約4億円の費用が掛かる試算となっております。

次に、「B 現位置での耐震補強」では、耐震補強工事期間中の給食提供が課題となり工事の実施は困難ではございますが、仮に6校の給食棟の耐震補強工事を実施した場合の費用は、概算ではございますが約3億6,000万円の試算となっております。

次に、「C 既存学校給食センター（針木・長浜）の活用」では、針木・長浜の両学校給食センターは、配送を実施している現在の学校数見合いの搬入・搬出口しかなく、学校数が増加するとトラックの台数を増加させる必要があるほか、搬入・搬出口や天吊り式消毒保管庫の増設などの改修工事が必要となり、改修期間中は給食提供が困難となりますので、採用はできないとの結論となっております。

次に、「D 共同調理場及び新学校給食センターの整備」の「ア」の鴨田小学校南舎南スペースに共同調理場を整備した場合は約1,350食の配送が可能で、「イ」の海老ノ丸の市有地3,110平方メートルに新学校給食センターを整備した場合は約1,500食程度の配送が可能となりますが、「ア」と「イ」の配送可能食数計2,850食に対し、耐震補強工事が未実施の6校と耐震診断が未実施の3校の合計食数が4,520食であり、仮に整備したとしても1,670食足りず、また、耐震補強工事未実施の6校分だけを見ても約350食足りないということが分かりました。

また、「※」に書いてありますが、仮に6校分3,200食規模に対応する新学校給食センターを整備した場合の費用は、概算ではございますが約25億8,000万円程度の試算となっております。

次に、「E 他校からの配送」では、各学校とも自校のみの給食提供を想定した構造であり、給食センターと同じく、トラックを止めるスペースや搬入・搬出口の課題があるため、課題解消のためには改修工事が必要で、改修工事期間中は自校への給食提供が困難となるなど、AからEにはそれぞれに課題があり、実現には至っておりません。

次に、「(3) 旧御畳瀬小学校の給食棟の活用」でございますが、このような状況の中、平成24年に閉校した旧御畳瀬小学校の給食棟を調査したところ、改修工事を実施することで、耐震補強工事期間中の学校へ給食の提供が可能であることが分かりました。このため、B案で支障となっていた課題、耐震補強工事期間中の給食提供が解決できるため、旧御畳瀬小学校の給食棟を調理できるように改修し、丸の二つ目ですが、耐震基準を満たしていない6校は耐震補強工事を実施することにし、耐震診断ができていない3校につきましては、耐震基準を満たしていなければ耐震補強工事を実施することにしたいと考えております。

最後に、「(4) スケジュール（予定）」でございますが、今議会で改修費6,000万円の補正予算を御承認いただきましたら、令和6年2月頃から旧御畳瀬小学校の給食棟の改修工事を始めまして、予定では令和6年7月頃に工事を完了させ、令和6年の二学期から、まず最初に耐震補強工事を実

施する昭和小学校に旧御豊瀬小学校で調理した給食を配送し、昭和小学校の工事が完了しましたら、残る対象校について順次、耐震補強工事を進めていきたいと考えております。

次に少し戻ります。3ページ、「3 給食備品整備事業費」でございます。3,500万円の内容といたしましては、給食棟の耐震補強工事期間中にも学校給食提供を継続するため、旧御豊瀬小学校給食棟を活用するに当たり、給食調理に必要な調理機器や配送に必要な保冷保温器具を学校給食衛生管理基準に基づき整備するものでございます。

内訳としましては、食材の受取や搬入に使用いたします移動台や移動シンク、料理を温かいものは温かく、冷たいものは冷たいまま運ぶための二重食缶や保冷食缶などの消耗品費として500万円、食材の洗浄に使用します三槽シンクや食材を煮炊きする回転窯、食器や調理器具を熱風消毒するための消毒保管庫など備品購入費として500万、大量の食材を均等な大きさに切るフードスライサーや、加熱した和え物用食材を素早く冷やすことで食中毒菌の発育を避けるための真空冷却機、食器洗浄機などの投資的備品購入費として、2,500万円を計上するものでございます。

次に、6ページ中ほどを御覧ください。「5 繰越明許費の設定」についてでございます。地方自治法第213条の規定により、今年度内に完了できない事業につきまして、令和6年度に繰り越す予算の上限額を設定することについて、議会の御承認をいただくものでございます。

まず、「(1) 給食備品整備事業」につきましては、旧御豊瀬小学校給食棟における給食調理機器の整備に当たり、機器によっては購入決定から3か月以上掛かる場合があり、機器設置を確実に行うために3,500万円を繰越予算の上限として、設定をお願いするものでございます。

続いて、「(2) (小学校)施設整備事業」の内容といたしましては、先ほど御説明いたしました、施設整備事業費(小学校)の旧御豊瀬小学校給食棟改修工事において、適正な業務履行期間が確保できないことから、6,000万円を繰越予算の上限額として、また、今年度当初予算で御承認いただいております、「三里小学校防球ネット新設工事」については、学校の立地条件により、当初設計上の支柱寸法では学校内へ搬入できないことが判明したため代替案にて検討を行いました。10月の指名競争入札で不調となり、年度内の完成が困難となりましたことから、500万円を繰越予算の上限額として設定をお願いするものでございます。

続きまして、7ページ、補正予算(その3)で上程しました事業となりますが、令和5年11月2日付け内閣府通知「重点支援地方交付金」において推奨事業メニューとして示されました、物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援、「学校給食物価高騰対策臨時特例事業費負担金(小中義務教育学校)」127,152,000円でございます。

内容といたしましては、重点支援地方交付金を活用し、高知市立学校における令和6年2月と3月の保護者負担分を公費で負担するものでございます。

就学援助世帯や生活保護世帯などの学校給食費については、別途公費が支給されていることから当該世帯への支給額を除いた金額を(公財)高知市学校給食会に支払うことといたします。

また、交付金の趣旨が保護者の負担軽減であることから、教職員等の給食費は対象外といたします。対象となる児童生徒数、給食費単価、給食予定回数から、2月の所要額を72,233,000円、3月を54,919,000円と見込むものでございます。なお、1月分につきましては、システムの設定変更が年明け以降の作業となりますため、事務処理の都合上、対応が難しいものでございます。給食費に関する物価高騰対策としましては、既に本年9月分を無料にし、保護者負担の軽減をいたしました。今回は、それに加えて更なる支援となります。

最後に、「学校給食物価高騰対策臨時特例事業費(特支)」203,000円でございます。

内容といたしましては、先ほどと同じく、内閣府通知「重点支援地方交付金」において、推奨事業メニューとして示されました、物価高騰による特別支援学校に通う児童生徒の保護者の負担を軽減するものでございます。対象となる児童生徒数、給食費単価、給食予定回数から2月の所要額を113,000円、3月を9万円と見込むものでございます。特別支援学校は、学校で食材の調達から給食提供までを行っておりますので、賄材料費として予算の補正を行うものでございます。

説明は、以上でございます。

松下教育長

この件に関して、質疑等はありませんか。

西森委員

説明ありがとうございます。

御豊瀬小学校の件ですが、ここで整理をして仮の給食棟というか給食共同調理場みたいな感じになるのかと思っていたのですが、ここの運営は直営ですか。委託ですか。

教育政策課長

工事対象になる学校が委託の学校と直営の学校がありますので、それぞれ直営の場合は市の職員が御豊瀬小学校に行く、委託の場合は委託先の従業員さんに行っていただくということを基本に考えております。

西森委員

同時進行で直営と委託の両方が出すということはないですか。

教育政策課長

一時期に工事をするのは1校だけと考えておりますので、複数並行してはやらない予定でございます。

西森委員

分かりました。ありがとうございます。

松下教育長

ほかにありましたら、お願いします。

森田委員

二つ、もし御存知でしたら教えてください。2ページの「子供子育て政策」というのが議論されている中で、この「第何子以降無償化」というところの影響課題が書かれているのですが、第何子無償化となったら、コストが掛かるけれどもやるしかないという、そういうイメージでここは書かれているのでしょうか。

青少年事務管理課長

第3子以降無償化という自治体が多数見受けられるのですが、その方式を国が示した場合には第2子までは徴収はしませんけれど、第3子以降は教育委員会の方で給食費の徴収をしていく必要があると考えております。その場合には、現在の5年度の当初予算で考えていたシステムの仕様では、個人個人の子供一人一人の対応はできるのですが、子供たちの世帯の含みというか、そういったもののシステムが中々難しいものとなっていますので、そういったものの仕様の在り方を見直さないといけないというところで今検討しています。

森田委員

そうなったときには、少しまたコストの検討とかもあるのでしょうか。

青少年事務管理課長

そうですね。仕様見直しから始まりますので日数も掛かると考えています。

森田委員

ありがとうございます。

あと6ページのスケジュールですが、すぐ次の工事というように間があまりないような気がするのですが、ここはもう予定どおりいくのですか。ゆとりが1週間位あっても良いのではないかと思ったのですが、これは予定どおりいくという感じで計画されているのでしょうか。

学校環境整備課長

はい。このとおりで工事を進めていく予定です。最初、昭和小学校をして昭和小学校の工事が完了すると次は予定では鴨田小学校です。そのような感じで準備をしています。

森田委員

はい。ありがとうございます。

松下教育長

よろしいでしょうか。

次に、「令和6年度高知市学校給食調理等業務委託事業者の選定結果について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

令和6年度高知市学校給食調理等業務委託事業者の選定結果について御報告いたします。

今回事業者を選定する調理場は、資料3の表に記載しておりますように、長浜小学校・横浜新町小学校、朝倉小学校、朝倉第二小学校の合計4施設となっております。なお、長浜小と横浜新町小につきましては、委託を開始した平成23年度当時から、2施設で一つの契約としております。

1のプロポーザル選定委員会開催経過のとおり、7月と10月に選定委員会を開催し、2回目の選定委員会でプレゼンテーションを受けた上で審査を行い、優先交渉権者を選定いたしました。

2にありますように選定委員会の委員は10名で、上から6名が専門的な知識を有する方と保護者の代表でこの6名は教育委員会以外の方々でございます。7人目以降は今回対象となっている学校の校長でございまして、それぞれ自校に係る委託事業者の審査を行いました。審査当日は委員の欠席はありませんでした。審査の結果は3の表のとおりで、優先交渉権者は長浜小・横浜新町小については株式会社メフォス、朝倉小については株式会社メフォス、朝倉第二小については株式会社高南メディカルとなり、現時点でそれぞれの小学校の業務を受託している事業者でございます。応募の状況としましては、長浜小・横浜新町小、朝倉小につきましては1者のみで、朝倉第二小につきましては2者から応募がありました。委託期間は、いずれの施設とも令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間としております。

次に、4の選定方法ですが、まず事務局において応募事業者が資格要件を満たしていることを確認し、審査につきましては、資料の裏面になりますが委員1人の持ち点250点で事業者の提案書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行いました。各委員の点数の合計により選定し、(3)の集計結果のとおり、先ほど申し上げました優先交渉権者を選定しております。

なお、長浜小・横浜新町小につきましては、学校数の関係で委員が1名多いことから満点が2,000点となっております。5にあります、優先交渉権者の選定理由でございますが、各委員からの御意見として、(1)の株式会社メフォスにつきましては、業務に長く携わってきた中で蓄積されたノウハウに基づき危機管理と安全管理のマニュアルを作成しており、事故発生防止に向けた努力を継続していること、マニュアルを作るだけでなく、日々の業務での危機対応がしっかり情報共有できていること、地域人材の積極的な雇用や、食育の推進に貢献していることといった御意見がありました。

(2)の株式会社高南メディカルにつきましては、実績に基づき衛生や安全に関するマニュアルを作成し周知徹底されていること、履行保証やサポート体制がしっかり示されており、調理実施体制が整っていること、地元や正規雇用の割合を高めるなど、人員確保に努めていることといった御意見をいただきました。

説明は以上になります。

松下教育長

この件に関して、質疑等はございませんか。

森田委員

ありがとうございます。

一つお伺いしたいのは、メフォスさんと高南メディカルさんの東京と高知といったところの大きな違いと申しますか、評価で都市部の方はこういうところが少し点数が高いとか、逆に高知の方はここが少し低いというところもあったかもしれない、しかしながらここはまだ高く評価できるところがあるとか、そういう違いがありますか。

質問を申しました理由は、ここにもあるのですが、地元の人、地元の会社を活用、いかしていくところ、それから地元の正規雇用の割合を高めるとか、地元の雇用を考えておられるところを採用する今後の手立てというか、今本店が都市部にあるところでいっぱい地域には展開しているお店とかあるのですけれども、地方の企業さんが地元の人を安定的に雇うというところの今後の手立てみたいなものがあるのかどうかお伺いしました。

教育政策課長

まず大前提としましては、今回株式会社メフォスさんと株式会社高南メディカルさんを直接比較するものではないという中で、見た感じ点数の差があるというところでいただいた御意見だと認識しております。直接比較していないので中々お答えは申し上げづらいのですが、私が委員ではなく職員としてそのプレゼンの場にいた、あくまで個人の感覚として申し上げますと、プレゼンの見せ方その辺りもあるのかなといったところです。

ただ一方で、全ての委員さんから言われていたのが各社とも中身には問題はないのだと、衛生管理安全管理、事故防止、中身には問題なく各社共素晴らしいという御意見はいただいておりますので、そういった面での心配はない中で、たまたまこういう表現のベースになったというところだと思っています。

あと後段の件につきましては、この資料の裏面の委員1人の点検評価の評価点数250点の中の最後の10番のところなのですけれども「地域加算」というのを設定しております。そこで点数の加算が働くようなことにはしております。まず一段階そこであって、各社とも地元採用というのは気にしてくれていますので、その部分での心配はないと認識しております。

森田委員

ありがとうございます。今回A社も応募していただいて、A社とかB社とかいう業者がでてきてくださったら、また良い意味で競争になって良いと思いました。大きな会社で何々県進出辞めますとかになって、雇われている方が「えっ」とならないことも大事なことと思しましたので。実力は同じくあるということですね。

ありがとうございます。

松下教育長

よろしいでしょうか。

次に、「令和5年12月議会代表質問・個人質問概要について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

お手元にお配りしております「令和5年12月市議会 代表・個人質問 概要（教育委員会関係）」と書かれた資料を御覧ください。

12月市議会定例会において、12月18日から20日までの期間で行われました代表質問及び個人質問のうち、教育委員会に関する質問の概要を御報告いたします。

教育委員会関係では、質問議員9人中6人の議員から全部で20問の質問がありました。主な質問といたしましては、「教育現場におけるデジタル化の推進」に関して5問、「学校現場の課題」に関して4問、「学校のプール」に関して3問、そのほかに「学校給食費の無償化」「教員の働き方」に関してそれぞれ2問、「青少年の健全育成とオーバードーズ」に関する質問などがございました。

詳細につきましては資料を御覧いただければと思います。

以上となります。

松下教育長

この件に関して、質疑等ありませんか。

西森委員

はい。1ページ目の10番の高知市教育行政に係る法務相談体制についての御質問があったようですが、これについて教育長はどのような答弁をされたのですか。

松下教育長

これまでこういう法的な根拠を基に対応するということが学校の中で希望があった、私自身もそういう対応をしてきましたので、それで令和5年度予算をつけていただいて迅速に対応ができるということがあり、想定していたよりも多く学校からの希望があって、学校としては管理職だけではなく実際に子供たちと対応する教員からも非常に良い評価をいただいたこと、それから迅速に対応できたこともあって、子供や保護者からも納得がいく形になりましたという評価をいただいているという発言をさせていただきました。

森田委員

議員さんからの反応というのは好感的か、批判的なものでしょうか。

松下教育長

個人的にお話をさせていただいた中では好感的な感触でした。学校側の厳しい状況にあったことも皆さん御存知なので、そういう意味で法的な部分が整備できたということについては、好感的な言葉もいただきました。

ほかにありますでしょうか。代表質問が4人、それから個人質問が5人ということでいろいろ短縮された形での質問戦でありましたけれど、学校に対する応援をしていただける質問ばかりでして私としては、これは非常に有り難い質問をいただいたと思っています。1月の校長会でもまた、「こういう質問をいただいて、このように答えました。」ということを書いていこうと思っています。

松下教育長

よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

松下教育長

次の報告事項は個人情報に関わる内容であるため、以降秘密会といたします。よろしいでしょうか。

委員一同

————— 【異議なし】 —————

(この案件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき秘密会とし、会議録に記載しない。)

松下教育長

[秘密会]を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時

署名

教育長 _____

3番委員 _____